

論 文

古代のシュメールと中国における初期の貸借考

水 谷 謙 治[†]

要 旨

史上最古に属する貸借の文字と文書はいつごろ、どこにあったのか、その社会はどんな社会だったのか、この問題を古代のメソポタミアと中国に即して考察する。

最古に属する現存史料は、前2400年代（ラガシュ王朝末期）の楔形文字の粘土板記録その他——エンメテナ王（前25世紀中葉）の債務奴隷解放碑文や、ラガシュの「エ・ミ」文書の「小作地に関する検地記録」、である。

古代中国の殷・西周時代の甲骨文字や記録には、貸借を意味する文字は見あたらない。貸借を表現する文字と文章は、春秋時代始めから見られるようになり、戦国時代に近づくにつれて増加している。こうしたことを、背景になる社会や歴史とともに明らかにした。

序

1. 古代メソポタミアについて
 - (1) 自然・産業・歴史
 - (2) ラガシュの社会——初期文書の背景
2. シュメールの初期貸借文書
 - (1) 貸借文書のはじまり——中原与茂九郎氏の推定について
 - (2) 穀物・土地・人身の初期貸借文書
 - (3) まとめ——各種貸借の特徴
3. 古代中国の初期の貸借文書
 - (1) 社会と歴史の概観
 - (2) 貸借の初期記録について
 - (3) まとめ——各種貸借の特徴

むすび

序

史上最古に属するような貸借の文字と文書はいつごろ、どこにあったのだろうか、その社会はどのような社会だったのだろうか？ 本稿の課題は、こうした問題を古代のメソポタミアと中

[†] 立教大学名誉教授

国に即して考察することである。周知のように、前者は世界での文明発祥の地、後者は東アジアでの文明発祥の地、といわれている。

貸借とは、ある対象の所有者と非所有者が一定期間後の返却を条件にその対象を授受し利用する関係だ。この関係を視覚的に把握しようとすれば、表意文字に抛らねばならない。もし該当文字が多義的なばあいには、その語義の成立時期を確かめる必要がある。

古代社会では分業が未発達、未分化で、政治・経済・宗教における諸機能が十分に自立化していない。したがって、貸借の文字も包括的かつ多義的であった。ちなみに、売買・賃貸・雇用の関係はしばしば同一語で表現されている¹⁾。古代日本での賃貸借は「限一年売買」と表現され、メソポタミアのハンムラビ「法典」では雇用が動産賃貸 igur の語で表わされている。

他方、現代民法の貸借規定は、賃貸借の対象から人身や原料を除外している。だから、現代民法の貸借規定で古代の貸借をとらえても不十分な結果しか得られないだろう。そこでここでは、賃貸借の語義を拡張し、雇用も消費貸借も賃貸借にふくめることにする²⁾。

第1章と第2章は、時代的にみると、かつての諸拙論で扱った時代に先行しそれらの出発点をなす考察とっていい（『古代メソポタミアの動産賃貸借』本紀要70 4, 『古代中国における物的貸借の歴史的考察』同66 2）。なお、考古学上の発見や研究調査文献は年ごとに増加し、膨大な量になっている。そのため、紙巾の都合でそれらの表示をごく少数にとどめてある。

1. 古代メソポタミアについて

(1) 自然・産業・歴史

該当史料が前3000年紀中葉以降に限られているため、時代のスパンをこの時代以後からその末期までとする。前3000年紀の政治的編年は考古学的な時期区分とズレがある。史料の年代や時期も人によって違っている。そのため、以下での編年や絶対年数は100年前後の、時にはもっと長期の誤差をとまなう。

自然と産業

メソポタミアは現イラクの、チグリス川とユーフラテス川に囲まれた地域だ（ギリシア語の メソポタミア μ は両川に囲まれた土地の意）（図1）。そのうちの上方（北）をアッカド、ペルシャ湾寄りの下方地域をシュメールという。シュメール人が世界で最初に都市文明を開花させたのは、この地であった。

シュメールの土地は、両川がもたらした泥土の肥沃な洪積平野で、高温少雨の乾燥地帯だ。

1) 拙論「古代メソポタミアの動産賃貸」(『立教経済学研究』第70巻4号 p.113-117, p.124)

2) 現代民法は貸借を使用貸借、賃貸借、消費貸借という三種類に区別している。使用貸借は物の無償貸借、賃貸借は有体物の賃料付きの貸借、消費貸借は貨幣や原料の貸借のように借物自体でなく同質同価値物を返す貸借である。

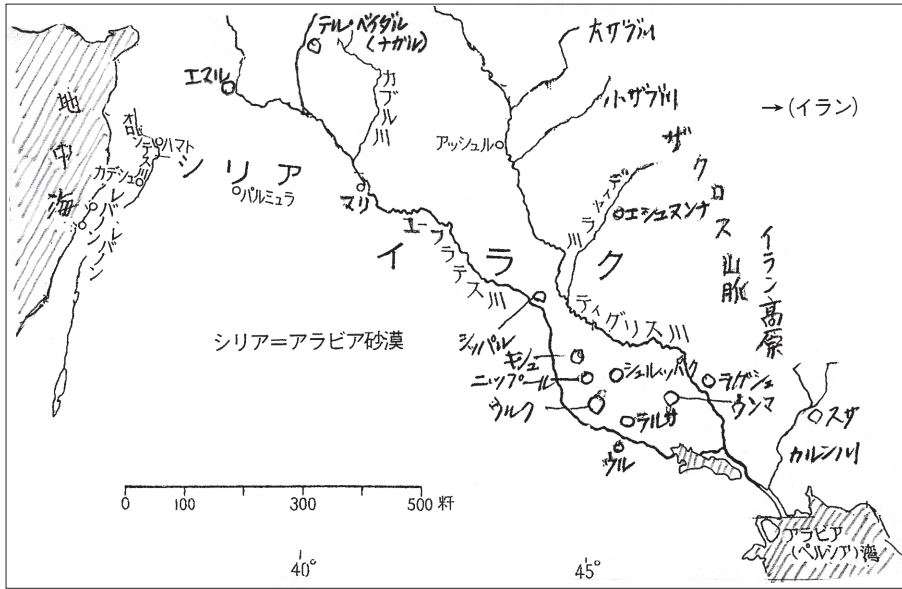


図1 前2000年代のメソポタミア略図

ただし、古代はいまよりも湿潤で、ステップにはライオンが生息していた。両河に囲まれたやや細長い南部地域には沼沢も多い。ペルシャ湾河口の海岸線は前3000年紀の後半ころから、二川の土砂の集積で後退が始まっている。

主産業は農業である。高温少雨の乾燥地域のため、灌漑と水管理を不可欠としていた。農業で圧倒的比重をしめていたのは、土壌の塩害に強い大麦生産である。肥沃な泥土壌にもとづくその生産は、灌漑の入念な水管理と牛犁耕と条播とあいまってきわめて高い収穫率をもたらしていた³⁾。牧畜・毛織物・建築・造船・冶金・陶器製造・醸造・漁・運送なども重要な産業であった。

遠隔交易も加えねばならない。シュメールでは、銅や錫を始め銀・石材・建築用の堅い材木がとれない。なかでも銅は、青銅器時代の当時にあって、武器・農具・その他に欠かせない金属だった。上述品の遠隔交易は都市国家の成立と発達に不可欠だったために、前4000年紀末期の国内商業の成長以前からおこなわれている。輸入先はペルシャ湾岸・イラン・インド・レバノン・アナトリアその他、輸出品は穀物・羊毛・毛織物・ゴマ油・タマネギ・陶器などであった。交易の主人公（発注者）は都市国家の支配者たちであり、実際の担当者は商人（damgar）であった⁴⁾。

3) 『世界の歴史』(中央公論社 2009, 「メソポタミアの灌漑農業 技術と生産力」前川和也担当)

4) H. Klengel “Handel und Händler im alten Orient” (江上・五味訳 『古代オリエント商人の世界』山川出版)。J. Hawkes “The First Great Civilizations” 1973 (小西正捷他訳 『古代文明史1』みすず書房)。後藤健 『メソポタミアとインダスのあいだ』(2015年 筑摩書房)。その他の概説書。

都市国家と歴史

[1] ここでいう古代の都市国家とは、都市を拠点とし、政治的に独立した比較的小規模な国家をさす(国家は、一定の地域社会で領土・軍事力・官吏組織・税・労軍役等を構成要素とする統治団体のこと)。都市を囲む城壁は、古代都市国家の象徴的設備である。それは都市を外部から視覚的に識別させると同時に、外敵の侵入を防いで住民を保護し秩序づける設備であった。ちなみに古代ギリシアの^{ポリス}polis (πόλις) は、もともと「城塞」を意味したという⁵⁾。城壁内部には、王宮・神殿・倉庫等の公共的施設域と居住区域があり、外部には、農業や牧畜をいとなむ小規模集落が散在していた。

王朝(dynasty)は王の支配と王位の世襲的系列を意味する。メソポタミアでは大半の王が国家の支配者だったから、王朝史は国家史とほぼ重複している。歴代の王名と統治期間を記した『シュメール王名表』は、初期の王名と統治期間を除き、シュメールの編年の骨子として利用されている⁶⁾。

[2] 前2500ころまでは、都市国家は各地に分立し抗争しあっていた。しかし、社会の実状とその流れの詳細は不明である。それ以後になると、地域ごとに有力な都市国家が成立し、末期には全地域を支配する統一国家が成立する。

前3100年代(ウルク後期)ころから前2900年ころ(ジェムデト・ナスル期)まで――、この期間に都市国家が誕生し、初期王朝が成立し始めた。ウルクのエアンナ遺跡層から、この期間に属する粘土板記録が多数出土している。文字は円形と線形の絵的なもので、世界最古の表意文字(いわゆるウルク古拙文字)といわれ、楔形文字の母体とみられている⁷⁾。

これらの記録は、おもに「公共的」組織による物資・土地面積・奴隷等の計量記録や、官職・都市・職業・動植物・金属・容器等の語彙リストである。リストは都市国家の統治が文書的管理を必要とするまでに複雑化していたことをしめしている。その後のウル王墓の遺物、王の奉納碑文などを見ると、祭・政・経の活動が神殿や王宮を中心におこなわれていたことがわかる。

支配者層は、王とその親族・上級神官・執事・監督人らであり、被支配者層は、農漁民・職人・牧人・水夫・商人・奴隷たちであった。前3000年紀初期の境界石碑(古クドゥル)には、おそらく最初と思われる土地売買記録が刻まれている。おもな土地購入者は王族たちで、彼ら

5) バンヴェニスト1969. 『インド・ヨーロッパ諸制度語彙集』(『言叢社』, p. 358)

6) Jacobson, T., The Sumerian King List, Chicago, 1932. 前田徹『『シュメール王名表』について』(『オリエント』25巻2号, 1982年), 前掲『世界の歴史』(5 7章, p. 186 7, p. 652)

7) A. Falkenstein, 1936 Archaische Texte aus Uruk. Hans J. Nissen, 1986 The archaic texts from Uruk. K. Englund, 1998 Texts from the Late Uruk Period. L. Woolley, 1954 Ur of the Caldees (盛岡妙子訳『カルデア人のウル』みすず書房)。前川和也「<シュメール文字>文明」のなかの「語彙リスト」(国土館大学21世紀アジア学部 Newsletter No. 7, 2007年7月号)。『言語学大辞典』シュメール語(吉川守, 第1巻, 別巻)

は領地の拡大を志向していたようである⁸⁾。

[3] 前3000年代の前半には、ウルク・ウル・キシユ・ニップル・ラルサ・ウンマ等の都市国家が、領地の境界線や水利権をめぐる抗争をくりかえしていた。他方、やや北方には強力なキシユ第1王朝があり、シュメール南部にまで強い影響力をおよぼしていた。

当時最大の都市国家はウルクだったようである。ウルクの王ルガルザゲシ碑文には、「日出るところから没するところまでエンリル神は対抗する者と与えなかった」と記されている⁹⁾。おおかたの研究は、ウルクの面積（ウルク末期～初期王朝期）を250hc.程度、人口をほぼ2万人程度と推定している¹⁰⁾。遺跡調査によると、ウルクには^{ジグラッド}基壇神殿をはじめとする大規模な公共的施設があった。

前2500年前後になると、ウルクに替わってウルが最大勢力になる。「戦争の図」、「平和の図」、「豊穡（饗宴）の図」を三段に描いた「ウルの旗章」^{スタンダード}は、いわゆるウル王墓群のひとつから発見されている¹¹⁾。

ラガシュ（現テル・アル・ヒバ）はチグリス川ぞい最東の都市国家である。前27世紀あたりから勢力を増し前26世紀末ころには、ギルス・ラガシュ・ニナなどの大都市その他を合わせて当時最大の複合都市国家になっている。隣国のウンマと国境線をめぐる100年戦争を続け、エアンナトゥムの時代に勝利を勝ち取った。しかしラガシュに敗れたウンマは前2300年代後半までに勢力を回復し、リガルザゲシ王の時代になるとラガシュとの戦争に勝利する。そしてウルク・ウル・ラルサをも支配するようになった。

[4] セム人の指導者サルゴンは前2350年ころにキシユから独立を勝ち取り、アッカド王朝を樹立し首都をアガデにおいた。彼と彼の後継者たちは、強力な常備軍をテコにウンマ・ウル・ラガシュ等の諸都市をその支配下におき、都市国家の分裂に一応の終止符をうった。この王朝国家は最初の統一国家といわれている。前2300年前後のことである。

王ナラム・シンらの碑文によれば、アッカドの支配地域は前2290年ころの彼の時代に最大になった。しかしその後イラン高原からグティ人が大量に侵入し、アッカド王朝は弱体化していく。シュメール全域の政治体制はウル第3王朝の成立まで、百年近く混乱期が続いている。ア

8) 前掲 J. N. Postgat, *Early Mesopotamia* (p. 30, 66-68)

9) the *Royal Inscriptions of Mesopotamia. Early Periods*. Toronto 1436, 前田徹『初期メソポタミア史の研究』(早稲田大学出版部 p. 59)

10) 前掲ニッセンは人口を約2.5～5万人と推定し、アダムスは約1万人ほどと推定している。R. McC. Adams and Hans J. Nissen, *The Uruk Countryside*, The Univ. Chicago Press Chicago and London 1972. Nissen, H. J. *Heartland of Cyties* 1981, 1993. *The Context of the Emergence of Writing in Mesopotamia and Iran, Early Mesopotamia and Iran: Contact and Conflict ca. 3500-1600BC*, London, B. M. Press 1993, The Univ. Chicago Press. 前川和也編著『図説メソポタミア文明』(2011年 河出書房新社「ウルクの大杯を読む」)

11) L. Woolley, 1954, *Ur of the Caldees* (盛岡妙子訳『カルデア人のウル』みすず書房、ウーリーはウルの発掘隊長 [1922年～1934年])。前掲『図説メソポタミア文明』(p. 32-34, p. 26-27)

表1 古代シュメール王朝と都市国家の推移

(数字は年代の目安)

3100 2900 BC	前初期王朝	都市国家の普及	粘土板文字記録
2900 2700	初期王朝	都市国家の分立抗争	(北)キシュ王碑文
2700 2550	初期王朝	都市国家の分立抗争	ウルの古拙文書
2550 2350	初期王朝	ラガシュ・ウンマ他	諸王碑文とギルス文書
2350 2100	アッカド王朝	サルゴン王の領域国家	サルゴン王の碑文
2100 2000	ウル第3王朝	統一国家による支配	ウル・ナンム「法典」

アッカド王朝が崩壊状態にあった前22世紀末ころ、シュメール人の王ウル・ナンムがウルでウル第3王朝を創立し、次代のシュルギ王が政・経・軍の基礎をかため、その支配をメソポタミアの大半にまでおよぼすにいった。主都ウルはユーフラテス川沿いのペルシャ湾近くにあった(表1)。

ウル王朝国家はアッカド王朝よりも大規模で組織化された統一国家で、前2100年ころ世界最古のウル・ナンム「法典」を編纂している。200条ほどの条文には、「他人の女奴隷」(§8)・「他人の耕地の侵害」(§30 31)・「小作人」(§32)の諸規定があり、「自由民」が多少とも私的な所有者ないし占有者として土地の賃貸借をおこなっていることがわかる¹²⁾。この王朝はほぼ100年後に、非シュメール系のアムル人とエラム人がメソポタミアに大挙侵入してきたことを契機に滅亡した¹³⁾。

(2) ラガシュの社会 初期文書の背景

[1] 前26世紀から24世紀の該当社会の状況を知るには、現存史料の制約上、主としてラガシュ王朝末期の粘土板記録(ギルス地区出土約2,000枚)に依らねばならない。

ラガシュはチグリス川ぞいの最東に位置する。前2600年以前におけるラガシュ王の存在(エ

12) 前掲拙論「古代メソポタミアの動産賃貸」

13) (1), (2) の概説書と辞典の一部: A History of Ancient Near Eastern Law vol.1 2 (Edited by Raymond Westbrook, Brill Leiden・Boston 2003)。J.N.Postgate, Early Mesopotamia (published in 1992)。op.cit. Nissen, H.J.The Context of the Emergence of Writing in Mesopotamia and Iran。Early Mesopotamia and Iran。S・N, Krammer, The Sumerians (1963 the university of chicago press, 久我行子訳『シュメールの世界に生きて』岩波書店)。Jack Finegan, Archaeological History of The Ancient Middle East, 1979 (三笠宮訳『考古学から見た古代オリエント史』)。H.Uhlig, Die Sumerer, 1976 (戸叶勝也訳『シュメール文明』佑学社)。前田徹ほか編著『歴史学の現在 古代オリエント』(山川出版 2000年)。前掲(『世界の歴史』担当前川和也)。前田徹『初期メソポタミア史の研究』(早稲田大学出版部 2017年)。小林登志子『シュメール』(中公新書 2005年)。小泉龍人『都市の起源』(2016年 講談社)。杉勇ほか『古代オリエント集』(筑摩世界文学大系1)。Daniel A Foxvog, Michel Roal, Cultural Atlas of Mesopotamia & Ancient Near East (松谷敏雄監訳『図説世界文化地理大百科 古代のメソポタミア』朝倉書店 1994年)。オリエント学会編『古代オリエント事典』(2004年)

表2 ラガシュ王朝の王名と記録・碑文

2500 BC	ウル・ナンシェ	アクルガル	ウル・ナンシェ石製奉納額
2400 BC	エアンナトム		禿鷲碑文 (対ウンマ戦争記念)
2300 BC	エンメテナ		エンメテナ碑文
	エンエンタルジ		対ウンマ戦回顧碑文, 債務免除碑文
	ルガルアンダ		ラガシュの「エ・ミ」記録
	ウルカギナ		ラガシュの「エ・ミ」記録
2330 BC	サルゴンの支配下		サルゴン勝利の碑

ンヘガルその他) は、「ラガシュ王名表」からも知ることができる。ただし第1次王朝の歴史は、前2500代のウル・ナンシェ王から前2300代末までの期間である(表2)。

サルゴンの「勝利の碑」によると¹⁴⁾、前2000代末のラガシュは、ギルス・ラガシュなどの大都市をふくむ17の都市と8つの主村からなる大規模な複合都市国家であった。前27世紀ころから勢力を増し、前23世紀末ころの総面積は約16万 hectare といわれている。総人口の確定的な史料はない。ウルカギナ王の碑文に3万6千人とか、グデア王碑文に21万6千人などの記載があるが、人数の母体内容はよくわからない¹⁵⁾。4大都市の各人口を3, 4万人と仮定したとしても、他の小都市と村落を合わせれば10数万人にはなるだろう。

[2] 王ウル・ナンシェの石製奉納額(推定前2500年前後)には上段に神殿建設たる王の図が、下段には家族をしたがえる王の図が描かれ、余白部分に王が各種の神殿を建立しディルムン(ペルシア湾西岸)から船で木材を輸入した、という記述がみられる¹⁶⁾。国王が軍隊の最高指揮者であったことは、王エアンナトムが隣国ウンマとの戦争で軍隊の先頭に立つ図からもわかる(「禿鷲碑文」¹⁷⁾)。

国王は国家の軍事・政治・経済・宗教等をつかさどる最高の指揮命令者であり、いわば国家の現実的象徴かつ代表者だった。しかし、彼を神格化して崇拜する思想はまだ確立していなか

14) アッカド王朝の初代サルゴン王がラガシュに勝利したのちに建てた記念碑。'Stela Victory,' I. J. Gelb, P. Steinkeller, R. M. Whiting, 1991 Earliest Land Tenure Systems in the Near East: Ancient Kutturra (1991, the University of Chicago Oriental Institute Publications 104), No. 24, p. 88-89

15) 前掲前田徹「シュメール初期王朝時代末期におけるラガシュ市のエンシ権とルガル権」(1991『オリエント』34 2, p. 98)。前川和也「初期メソポタミアにおける領域国家の土地政策」(前川編『空間と移動の社会史』ミネルヴァ書房, p. 4-5)

16) ウルナンシェ奉納額 Girsu, ED b (Louvre Museum, no. AO 02344), CDLIno. p222359。鮮明な写真とその説明は前川和也『メソポタミア文明』(2011年 河出書房新社, p. 37)

17) エアンナトム「禿鷲碑文」Girsu, ED b (British Museum, no. 023580), CDLIno. p222399。前掲前川和也『メソポタミア文明』p. 22-23。前掲前田徹『初期メソポタミア史の研究』p. 52-53。前田徹「シュメール初期王朝時代末期におけるラガシュ市のエンシ権とルガル権」(1991『オリエント』34 2)

ったようである¹⁸⁾。国家は支配下の各都市に軍労役や必要物資の提供その他の要請をおこなう一方、多くの行政や裁判を各都市の自治にゆだねている。行財政は広義の官吏が担当し、貿易は王が任命する商人が担当していた¹⁹⁾。

王や王族たちによる土地売買記録から明らかのように、国王は全土地の所有者ではなかった。全土における国家・国王の所有地の比率はわからないが、その所有地は王宮や神殿の直営地と割当地（「貸与地」）に分けられていた。直営地には農地や牧場、製粉所や工房があり、そこで生産された諸物資は王宮や神殿成員の生計費・直営地耕作者や軍労役従事者への手当・贈与・祭儀用品・輸出品等として使われたようである。

直営地以外の土地の多くは、王族・家臣その他の成員に割り当てて貸与された。割当地取得者は見返りに直営地の耕作や労役義務（灌漑維持その他）や軍役に従事し、4-5ヶ月間の補助支給を受けている。他方、割当地の非取得者は、毎月大麦を支給されていた王宮や神殿の召使い（女子と子供）・毛織女工・奴隷その他である。

国王は前2000年代の末ころまで直属の専門軍隊をもっていない。政経軍を一体とした中央集権組織も未確立であった。当時の国家は、王室と神殿が一体化した大規模な家産経営とiiいうようなシステムだったとみられる。神殿は王妃を長とする経営で「王妃の家」と呼ばれ（のちの「パウ神殿」等）、一定の自立性をもちながらも国家の補助的組織として宗教や経済上で重要な役割をになっていた²⁰⁾。

[3] 社会成員は上・中・下の三層に区分できる。上層は王と彼の近縁者・その他の貴族・各種上級の指揮監督者たち。中層は割当地保有者（大半の大麦受給者）とそれ以外の農工漁民や職人など。下層は王宮・神殿の各種工房で働く隷属的立場の人々と奴隷その他である。三層間には身分的格差や経済的格差があった。

奴隷はシュメール語で古くは男 nita kur (eri₃)・女 mi₂ kur (geme) と表現された。山または異国という kur の原義は、奴隷の最初の供給源が捕虜や他国からの購入者だったことを意味している。社会内部から債務奴隷が供給されるのはその後のことだ。大まかにいえば、シ

18) 小林登志子「Enmetena 像への供物の意味」(1983年『オリエント』26-1)

19) 山本茂「シュメール都市国家ラガシュ末期の支配者エンエンタルジ時代における妃=支配者の組織構成のための一研究」(1990年 京都府立大学学術報告『人文』第42号)。「シュメール都市国家ラガシュにおける神殿の社会組織について」(『史林』41-6, 1958年)。前川和也「エンエンタルジ, ルガルアンダ, ウルカギナ 初期王朝末期ラガシュ都市国家の研究・序説」(『人文学報』36号 1973年), The development of the E MI in lagash during Early Dynastic , (Mesopotamia [Torino] 8-9, 1973-74)

20) 前川和也「古代シュメールの社会編成 ギルス=ラガシュ都市を中心に」(ミネルヴァ書房, 前川和也編著『ステイタスと職業』1997年)。Ibid. 'The development of the E MI in lagash during Early Dynastic'。山本, 前川「都市国家時代のラガシュ」(岩波講座『世界歴史』1969年)。前掲注37の山本茂, 前川和也の諸論文。前田徹『初期メソポタミア史の研究』(早稲田大学出版部 2017年)

ユメール奴隷の特徴は、奴隷と下層隷属者との区別が不確かで生産人口の比率が数%程度だということだろう²¹⁾。

この社会の具体的職業については、ウルイニムギナ時代の大麥支給表から知ることができる²²⁾。

第1種大麥受給者(男性): 臣民・執事・兵士・馭者・小作地管理人・牝ろば飼い・淡水漁師・犁作業者・鳥捕獲人・家畜飼育人・手工業職人・船乗り・洗濯人・布漂白者・書記・酌取人・料理人・倉庫番・文書配送人・門番・屠殺人・ビール醸造職・果樹園, 毛紡, 運搬等の労働者の指揮監督人・以上以外の専門技能者等。

第2種: 果樹園と手工業の盲人労働者・理髪係り・女性運搬人・女性召使い, ほかに第1種と重複する職業(略)。

第3種: 羊毛と亜麻の作業者・仕事名無記載者・ビール醸造工房の労働者・粉ひき・ひも作り・豚飼(以上はいずれもおもに女性と子供)。第2種と第3種のなかには奴隷もいる。第2種と第3種は大麥非支給者でおおむね第1種の人々の監督下にある。

2. シュメールの初期貸借文書

(1) 貸借文書のはじまり 中原与茂九郎氏の推定について

シュメールの初期貸借——小作・雇用・利付大麥——について考察するために、“土地貸借(小作)の開始がジャムデト・ナスル(JNと略記)期までさかのぼりうる”, という中原与茂九郎氏の記述²³⁾を検討してみよう。氏の見解は半世紀以上も昔のものだが, 拙論にとって恰好の手掛かりになるので検討することにした。

氏によれば, 前24世紀の都市国家ラガシュには土地貸借(小作)を含む3種の土地制度——直営地 gan nig enna, 割当地 gan kur₆, 託営地 gan uru₄ lal——があった。A)「ジャムデト・ナスル期(約前2800~2700)の泥章には, 1) gan en, 2) ki gid₂……, 3) ki giš bar, ki barの三種の土地が存在したことが知られる」。「gan enは『主の畑』『君主の畑』, 「ki gid₂は……割当地か小作地か, その性格は不明である」。B)「約1世紀ほど後のウルの最

21) Mendelsohn, Slavery in the Ancient Near East 1949 (Greenwood Press. Publishers, Westport Connecticut). 山本茂「シュメール都市国家と奴隷」(『日本オリエント学会報』3巻9号1960年p.2通p.106)。前掲山本「シュメール都市国家の労働組織について」。中島健一「オリエントの奴隷制度」(学生社『古代史講座7』1963年)。佐藤進「古代オリエントの社会経済的構造に関する最近のソビエトにおける研究動向」(1979『オリエント』21:2)。前掲拙論「古代メソポタミアの動産貸借」(p.111)

22) 前掲前川和也「古代シュメールの社会編成—ギルス=ラガシュ都市を中心に—」

23) 「シュメール土地制度における託地制度について」(『西洋史学』50号1961, p.83-84)

初期の泥章 には、ラガシュと同様の土地制度があり、C) さらに推定1世紀後の「ファラ文書 には gan uru₄ の名称が見える」。D) だから、「ラガシュ都市国家末期のウルカギナ王時代の土地経営は、おそらく文献的には、ジャムデト・ナスル期まで遡れるとってよかるう」。

氏の結論 D) は、A) を直接の根拠とし、B) と C) で間接的に補強されている。そして注

[S. Langdon, *Pictographic Inscriptions from Jemdet Nasr*, Oxford 1928] は A) の証明文書にされている。同様に、注 E. Burrows, *Ur Excavations Texts Archaic Texts*, London 1935は B) の、注 P. A. Deimel, *Wirtschaftstexte aus Fara* (1924) は C) の、証明文書にされている。

注 の文書 *Pictographic Inscriptions from Jemdet Nasr* は、J N 遺跡出土の粘土板諸文書を S. Langdon (1876 1937) が解読し、^{Pictographic Inscription} 形象文字文書として公刊したものだ。楔形文字成立以前の象形的文字で記されたそれは、不明字が多く、人によって解読も違う。このような文書から、数100年後の3種の土地制度を読み取るのはむずかしいと思う。問題の土地制度の鍵になる「3) ki giš bar, ki bar」は氏自身がその「性格は不明」といわれているように、これを託営地または小作地と解することはできない。なお、氏はこの文書が J N 期の前2800～2700年のものといわれるが、今日の定説では J N 期は前3100～2900年である。

注 の文書 *Ur Excavations Texts Archaic Texts* (London 1935)²⁴⁾ は、L. Woolley が「ウル王墓」の下層から発掘し、E. Burrows (1882 1938) が解読した「古拙文書」(archaic documents) であろう。その書体は「ウル王墓時よりも古い」²⁴⁾。中原氏は、解読者 Burrows が解読した古拙文書の序文 (p. 13) で、“gan uru : 127 v : 161 i : 184 iv” と記したことにもとづいて、この古拙文書に gan uru₄ (小作地) の語が「見出される」といい、その箇所を Burrows のいうとおり「gan uru₄, 127, 161, 184」とされている。

しかし、この「古拙文書」(publication no. 127U12894, no. 161U12863, no. 184U12914) を見ると、私の見損じでなければ、gan uru や gan uru₄ の語自体は見あたらない。前27世紀にも割当地の受給者がその一部を小作地にしていた可能性が皆無とはいえないけれども²⁵⁾、現状では文書資料による証明はできない。

注 の文書 *Wirtschaftstexte aus Fara* (いわゆるファラ文書) について。ファラはシュメールの都市国家シュルツパクで、ここから出土した粘土板記録には、土地や家屋の売買記録や各種のモノの名称リストがある。ファラ文書の成立は、中原氏の記述から推すと前2600～2500年こ

24) この文書は L. Woolley が「ウル王墓」(前27～25世紀ころ) の下層から発掘し、E. Burrows が解読した「古拙文書」^{archaic documents} で、Woolley によるとその書体は「ウル王墓時よりも古い」(ウーリー『カルデア人のウル』盛岡妙子訳、みすず書房)。

25) 古拙文字には gan 土地・še 大麦・ba 割当などの語彙があるようである。飯島紀『古代メソポタミア文法』「楔形文字一覧、古拙文字欄」(2011年、株式会社信山社)。原田慶吉『楔形文字法の研究』(1967年 第二部七「所有権観念」)。前掲クレンゲル『歴史』

ろになるが、前2400年代と見る方がよさそうである。堀岡晴美氏は、文書作成現場の背景、諸文書における「価格」単位表現・容量単位の使用、人名比較等の考証から、その成立時期を前2400年代と推定されている²⁶⁾。前田徹氏も、ファラ文書はエンシャクシュアンナ治世以前とされてきたが、「地名を示す限定詞 ka が書かれる正書法からして」同王の活躍時期を含む時代の文書だ、といわれている²⁷⁾。

中原氏は注で、「Fara」, No. 56によれば……gan uru₄ と土地の性格が記され、また小作料などをつかさどる責任者 engar 職の名が記されている」という（前掲 p. 84）。これはダイメルの指摘（序文）によるものだろうが、No. 56 (museums number, VAT9082, p. 37) のどこにも gan uru₄ はない。最後欄の gan apin ^hDugud^h engar が責任者 engar 職の名だとしても、その者が「小作料などをつかさどる」という証明もない。ダイメルは、ファラ文書に小作地 gan uru₄ の語がないけれども、指示した諸語彙全体を帰納的にみること小作地の存在をしめそうとしたのではないが、—— そうだとすれば、中原氏は彼の指示を gan uru₄ の記述箇所の指示と間違えられたことになる²⁸⁾。

以上の検討からすれば、土地賃貸の開始を J N 期と推定する氏の見解は、確実な根拠を欠き、受容しがたいものといわねばならない。

(2) 穀物・土地・人身の初期貸借文書

ラガシュの諸文書にもとづいて、穀物・土地・人身の、できる限り古い貸借文書を探索する。

穀物の初期貸借文書

[その1]: ラガシュ王朝のエンメテナ王（前25世紀中葉）の碑文。そこには、彼が隣国ウンマとの戦いでラガシュを解放し大麦ローンを免除して債務奴隷を解放した、という記述がある²⁹⁾。

[30. ama gi₄ lagaš {ki}/ 31. e gar/ 32. ama dumu i₃ ni gi₄/ 33. dumu ama i₃

26) 「シュルツバク売買契約文書の年代」（1997年『オリエント』p. 10）。「前3千年紀半ば南メソポタミアにおける容量単位並行使用について」（『西アジア考古学』第11号2010年）。「時代区分名称ファラ時代をみなおす」（2005 6）

27) 『初期メソポタミア史の研究』（早稲田大学出版部 2017年 p. 62）。ただし、限定詞 ka の正書法のみを尺度にするのは説得力に欠けるように思われる。

28) ファラ文書には発音通りの表記がなく、違う表記法が存在し、年や日付がない、どの欄も極端に短く文意の把握がむずかしい、といわれている。Jean Bottero 『メソポタミア』1987（松島英子訳、法政大学出版局）。前掲堀岡「前3千年紀半ば南メソポタミアにおける容量単位並行使用について」。杉勇氏は、ファラ文書から「真の意味における楔形文字」が始まった、その成立はおおよそ前2500年前後から前2400年ころといわれている（前掲『楔形文字入門』）。

29) CDLI [cuneiform digital library initiative], no. p431120, Louvre Museum, ED, surface a 縦欄番号30~34)

ni gi₄/ 34. ama gi₄ še ur₅ ra

[30. ama gi₄ の ama は母または元の状態。31の e gar は遂行するの意か? ama gi₄ lagaš {ki} e gar で「ラガシュを解放した」となる。32 33. dumu 子供, 「母に子をもどし」「子に母をもどした」。34. še 大麦, ur₅ ra 利子または利付き融資³⁰⁾。英訳は interest bearing barley loans. ama gi₄ še ur₅ ra で「利付大麦を免除した」となる。]

後のいわゆるウルカギナ改革碑文にも, “負債に苦しんでいる者, その他の被害者を解放し自由をあたえた” という記述がある³¹⁾。この諸訳はいくつもあるが, [conti. no.] 303) dumu lagaš {ki} 304) ur₅ ra ti la の意味が「ラガシュ市民 (で)」「負債に生きている (苦しんでいる) 者」, という点はどの訳も一致している。

[その2]: エンメテナ王碑文。ウンマの人がナンシェ神とニンギルス神の大量の大麦を借りた。その利子は144,000グルになった (その大麦を返せないために, ウンマの支配者ウルルンマはナンシェ神とニンギルス神の境界運河を壊し……ラガシュに侵入した)³²⁾ (ibid. CDLI no. p 222532, ED [ca. 2500 2340, Provenice, Girsu])。]

surface a colum2 : 19. še {d} nanše/ 20. še {d} nin gir₂ su ka/ 21.1 (aš@c) gur₇ am₆/ 22.1 lu₂ umma {ki} ke₄/ 23. ur₅ še₃ is gu₇/ 24. ku₅ ra₂ i₃ qu₇/ 25.4 (šar uga@c) {gal guru₇}

碑文中の「利付大麦を免除した」という記述は, 大麦ローンで債務奴隷がでたことを含意しているから, 「債務奴隷を解放した」とも意識できる。債務者の販売した妻子が買手の奴隷になっているケースは, すぐ後のエンエンタルジ時代の奴隷購入記録で確かめることができる³³⁾。なお, 人身の売買はファラ文書その他に記録があるけれども, そのなかには債務不払いを原因とするケースもあったにちがいない。

土地賃貸の初期文書

前2900年代の古クドゥル (境界石碑) には, 土地売買記録が刻まれている³⁴⁾。しかし, 楔形文字による土地の売買記録は前3000年紀半ば以降にならないと確証できない³⁵⁾。土地賃貸記録

30) ePSCD: urra [LOAN] interest bearing loan/ED b/Lagash /Girsu ASJ [Acta Sumerologica]

31) CDLI no. p431154 Urkagina

32) 前田徹「エンメテナの回顧碑文」(早稲田大学西洋史研究会『西洋史論叢』第25号 2003年) その他。

33) 奴隷購入 山本茂「シュメール都市国家の労働組織について」(『西洋史学』48号 1960年, p. 30 31)

34) op. cit. Ignance J. Gelb, Piotr Steinkeller, Robert M. Whiting, Jr., Earist Land Tenure Systems in the Near East

35) Catalogue of the Babylonian tablets (vol.1, H. H. Figulla, published the trustees of the

もまたそうである。このことは前節でほぼ明らかにした。

土地賃貸の初期記録は、前3000年紀後半の王妃 ($E_2 MI_2$) たちの「家産」経営記録(「エ・ミ」文書)のなかに見いだせる。この文書は約2,000枚近い粘土板記録(ギルス地区発掘)であって、大麦や羊毛等の定期的支給と支出記録が中核になっている³⁶⁾。

土地賃貸借をしめす小作地の語 gan apin lal₂, gan uru₄ lal (gan 土地, apin 耕す, lal₂ 支払う) とその関係記録の初出は、ラガシュの「エ・ミ」文書における「小作地に関する検地記録」と思われる (VAT4486 tablets in the collections of the Staatliche Museum, Berlin)。山本茂氏は、そこに「gan kUR₆ 1項を含む gan apin la (小作地) に関する検地記録44861がエンエンタルジ治世 年に1つ」ある、と指摘されている³⁷⁾。

前川和也氏は、B. M no. 15281 (tablets in the collections of British Museum) の še ba 表を解析し、ルガルアンダ(前2400年代末)時代に gan APIN. LAL (小作地) の借地人が賃料を支払っていることを明らかにされた³⁸⁾。Table 1 (Fö 170: Lugal an da 4) column 1 gan še mu APIN. LAL gan il (p. 2) “According to the text which is reproduced in Table 1, the tenants paid 57 gur sag gal 102 sila of barley (še gub ba) ……”

唐橋文氏も、ルガルアンダ期における大麦小作料 še gub ba の記録を見いだされている³⁹⁾ (RTC75F. Thureau Dangin, Recueil de tablettes chaldeennes, Paris, 1903)。

british museum 1961, vol. 2, by M. Sigrist H. H. Figulla and C. B. F. Walker, 1996)。Assyrian Dictionary vol. 1 21 (by the oriental institute of the university of chicago. first. 1964 2010)。Pennsylvania Sumerian Dictionary (Pennsylvania Sumerian Dictionary Project, 2006, online dictionary)。前掲前川和也『図説メソポタミア文明』

36) このラガシュ文書はこの時代に他の史料が欠如している事情もあって、当時の都市国家の社会経済状況を知るうえで第1級の重要史料とされている。当文書研究の先導者、ドイツ E. Deimel の諸論文(1920~1931年)は、今でも研究の出発点になっている。日本でも1960年代以降から、中原与茂九郎、山本茂、五味亨、前川和也、前田徹の各氏による研究がおこなわれてきている。山本茂「シュメール都市国家ラガシュにおける都市制度研究への一序論」(1973年『オリエント』16 2)。「シュメール都市国家ラガシュ末期の支配者エンエンタルジ時代における妃 = 支配者の組織構成のための一研究」(1990年京都府立大学学術報告『人文』第42号)。前掲「シュメール都市国家の労働組織について」。前川和也「エンエンタルジ、ルガルアンダ、ウルカギナ 初期王朝末期ラガシュ都市国家の研究・序説」(『人文学報』36号 1973年)

37) 山本茂「都市国家時代末期ラガシュにおける土地経営に関する綜観的・基礎的一研究」(1977年『オリエント』20 1, p. 93)

38) The Rent of Tenant Fieald (gan APIN. LAL) in Lagash, “ZINBUN” no. 14, 1977, p. 1 4, p. 36 42, p. 45 46

39) 唐橋文「初期王朝 (b) ラガシュのエ・ミ ($E_2 MI_2$) 文書に現れる女性たち」(ANR 日本学術振興会二国間交流事業・フランスとの共同研究, 成果報告2011 2014のまとめから)。「表4 初期王朝時代ラガシュのエ・ミ文書における女性による割り当て地と小作地の保有」(p. 52)。ほかに「縄縷い・打ち紐職人」ルガルアンダの姉妹の夫 AL la が840シラの大麦小作料 (še gub ba) を納めた記録も指摘されている (p. 46)。

人身賃貸借（雇用）の初期文書

人身賃貸（雇用）を表現するシュメール語は、hug または addir である。管見の限りでは、その初期記録は前26世紀以降と思われる。CDLI (cuneiform digital library initiative) および PSD (Sumerian Dictionary) からいくつかの事例をひろうと――

[hug の事例 1] : エンメテナ回顧碑文：ラガシュのエンメテナ王（前25世紀中葉）は、隣国ウンマと土地の境界をめぐる戦に勝利しその回顧碑文を残している。そのなかに、傭兵として「外国人を雇用した」という一文がある (CDLI. no. 222532, Girsu, ED _b, compositis texts, column [30] [34]. catalogue source 20120709)。

CDLI, column3 : 1. kur kur (外国人) e ma hun (雇用した)/ 2. e ki sura/ 3. {d} nin gir₂ su ka ka/ 4. e ma ta bala/ 5. en an na tum₂/ 6. ensi₂/ 7. lagasz {ki} ke₄

古代ギリシアでも傭兵は軍隊の重要な一部であった⁴⁰⁾。ちなみに言語学者 E. パンプニストによると、ラテン語の「賃借する」conducere は、軍の指揮官 (dux) がある期間人を金で借りる (conducere mercede) ことから発展したという⁴¹⁾。

[hug の事例 2] : Adab (イラク西方の現 Bismaya) で発掘された clay tablet の colum 1 (5行の短文記録) の1行目に、「雇用者3名」という記録がある (CDLI, OIP. 014060, CDL no. p222247)。同 Sumerian Dictionary (PSD) の hug [hire] 項目, ED _b/Adab 3 (u@c) lu₂ hun ga₂。

clay tablet colum 1 : 1. 3 (u@c) lu₂ hun ga₂ (雇用者3名)/ 2. 1 (u@c) la 2 1 (asz@c) ARAD 2/ 3. 1 (u@c) ha bu 3 da uruda/ 4. ur {d} suen/ 5. an na szum 2

[addir の事例] : 推定前2340 2200年ころ (bcCDLI Adab 0828, CDLI no. p217540, Period old Akkadian (ca. 2340 2200bc))。1. 5 (aš) še gur 3 (ban₂@c) /2. 1 (ban₂@c) addir (BI. GEŠ)/ 3. l u 2 sa 6 engar/

4. 2 (aš) 2 (barig) še gur 1 (ban₂@c) 5 (aš@c) sila₃/ 5. 5 (aš@c) sila₃ addir

[上記2. 1 (ban₂@c) addir (BI. GEŠ) は、(賃銀分として)「雇用者に穀物 1 ban (容量 6 sila)」の意。5. 5 (aš@c) sila₃ addir は「雇用者に 5 sila」の意。PSD addir [hire] 項目の old Akkadian, old Babylonian]

40) クセノポンは『アナバシス』(前400年ころ)で、自らの体験にもとづく傭兵の苦難にみちたメソポタミア逃避行を描いている(松平千秋訳『アナバシス』岩波文庫)。

41) Emile Benveniste: Le vocabulaire des institutions Indo Europeennes, 1. Economie, parente, societe, Eds. de Minuit, Paris, 1969 (日本語訳『インド=ヨーロッパ諸制度語彙集』, 1986年言叢社, p. 149, 151, 監修前田耕作, 訳者6名略)

[hug の事例 2] と [addir の事例] の文書は、Šuruppak 近くの東方の都市 Adab 出土のものだが、ごく短文のために具体的当事者はわからない。

[addir の補足例]：「犁と鋤の論争」(The Disputation between the Hoe and Plow)。前3000年紀後半のシュメール文学のなかに「論争詩」といわれる分野がある⁴²⁾。「鳥と魚」・「羊と穀物」・「銀と銅」など対照的なものが自分の特徴をあげて論争する詩文である。そのひとつ「犁と鋤の論争」の第137段に、addir ra ni mu na ab šume₂ mu ne「労働者に給与が支払われた」、という記載がある (ETCSL translation: c. 5. 3. 1, Hallo, W. H. 2002.)。「労働者に給与が支払われた (addir ra ni)」。「私 Hoe (?) は、家族を養う労働者だ」、という文意のようである。前3000年紀後半における、給与または賃銀支払いのひろがりしめす例としてあげておく。

なお、ウルカギナ碑文にある addirx (IPAD, DUG. Gš, sil) a bul₅ la (CDLI222607, conti. no. 263) の語は雇用・賃銀の意ではなく、a bul₅ la が main gate の意 (ePSD) であり、addirx にはポート・波止場・港・浅瀬・渡河等の意味があるから、main gate の通過料を意味すると考えられる。

(3) まとめ 各種貸借の特徴

[土地貸借の特徴]

土地貸借は、土地所有者または占有者の相違に応じてとらえることができる。国有地が各種成員へ占有地として割当て貸与されるばあい。このばあいの貸借は、多くは兵役や労役をとまなう。

他方、割り当てられた保有地が貸借されるばあいもあったと思われる。このばあいには、上位身分者らが自分の所有地を貸借しあうケースと、自分の所有地を下層民の雇人に耕作させたり、近辺農民に又貸し(小作)をさせるケースがある。

前3000年代中葉以降のこうした土地賃貸は、一種の身分関係に制約されたいわば公私一体型ともいいうる性格をもっている。そういう意味では、この時代の土地賃貸は、前2000年代の個人の私的所有者による土地賃貸とは質的に異なる(前掲拙論「古代メソポタミアの動産賃貸」)。

[人身賃貸借の特徴]

身分に制約された人を現物給付で一定期間使用する広義の雇用は、前2000年代の初期からあったにちがいないが、記録としては同時代後半以降に見いだされる。それらを見ると、広義の雇用には三つのケースが認められる。

(a) 公共事業労働に従事する割当地所有者と王宮・神殿(使用者)とのあいだにおける雇用関係。(b) 王宮・神殿内のサーバントや工房職人たちと王宮・神殿(使用者)とのあいだにおける雇用関係。(c) 王宮・神殿による外国人の傭兵。

42) 前掲クレーマー『シュメールの世界に生きて』p. 50 51, p. 198 199

(a) と (b) は公私一体的な関係であり、身分的徴用や奴隷労働と密着している。したがってこうした雇用は、前20世紀以降のパピロニア社会の私的雇用とは異質であった（前掲同「古代メソポタミアの動産貸貸」）。(c) の事例には、ラガシュのエンメテナ王（前25世紀中葉）が対ウナム戦争で雇用した外国人の傭兵がある。だが具体的なことはわかっていない。傭兵が戦争の時期に限定され、かつ身分的強制が脆弱だという限りでは、(a) や (b) にくらべてやや正常に近い雇用かもしれない。

[穀物貸貸の特徴]

利付大麦貸借には国家間と国内でのケースがある。国家間のケースは、ラガシュのエンメテナ王がウナムの支配者ウルルンマらに大量の利子付大麦を貸し、その返却ができないために戦争になったケースである。

国内のケースについては、最初期の貸手と借手の具体的な記述をまだ見つけていない。ただ、これまでの史料にもとづいて持てる者 = 貸手、持たざる者 = 借手としていえば、前者は王族・司祭者・管理人・大書記・商人その他であり、後者は農民をはじめとする各種の下層民が多い。ただし借手のなかには、自分の土地や事業を広げる「元手」需要者としての富裕層もいたようである。

3. 古代中国の初期の貸借文書

(1) 社会と歴史の概観

殷・周・春秋の諸社会の概観と、三時代の文字記録の探索とを手がかりに、初期貸借の発生と成長について、大まかな見当をつけてみたい。

「夏」と殷の社会

前20～18世紀ころの二里頭遺跡（河南省鄭州市）から、城牆^{しやう}（囲い）・宮殿址・祭祀場跡・青銅器・玉・武器・工具・粟・イネ栽培の痕跡が見つかり、殷王朝に先行する都市国家「夏」が確認された。まわりを土壁や溝で囲まれた集落を邑^{ゆう}というが、「夏」は首長ないし王の支配する大邑である。つぎの殷王朝（後期の王都「大邑商」）の存在も、河南省北部の殷師商城跡や殷墟などの発掘調査で確認されている⁴³⁾。どちらも血縁集団の都市国家である。

甲骨文字は殷墟遺跡（河南省安陽県西北）から発見された。この文字は、龜の腹甲や牛の肩甲骨を焼いたひび割れで天候・災厄・戦争・田獵・貢納などを卜占した文字（漢字）である。すでに象形・指事・会意・形声の造字法が認められ、かなり発達した文字段階にあるという。

甲骨文字の記録から推定すると、殷の国家は、集団的な農業・牧畜業・狩猟を基礎産業とし、さまざまな問題を祭儀場での甲骨占卜によって決めていたようである。王都付近を王の直轄地

43) 江村治樹「河南竜山・二里頭・殷周都市の特質 2011年、中国古代都市遺跡調査報告」（『名古屋大学文学部研究論集』）。岡村秀典『夏王朝』（講談社 2003年）

とし、中原の有力氏族を祭祀や軍事をテコに間接的にしたがえていたとみられる。

殷墟から出土した沢山の子安貝（寶貝）は、玉・青銅器とともに、祭祀・贈与・装飾品・威信財として重要な役割をはたしていた。物財に係わる買・賣・賈・貯・責等の甲骨文字もそのことを示唆している。これらの獲得に活動した殷・「商」の交易者は、殷の滅亡後も各地で商業活動をおこなっている。商売・商人・商業等の語はこのことに由来しているらしい。

奴隷を意味する「妾」・「奴」・「囚」の文字や、戦争捕虜の史実からみて、奴隷の存在はほぼ確実である。ただし考古学調査からは、大団体の奴隷の痕跡は発見されていない。農耕儀礼や祭祀記録、捕虜の人数などを勘案すると、全隷属民が奴隷だったとはいえない。ギリシア・ローマの古典的奴隷制はなかったとみていいだろう⁴⁴⁾。

なお後期になると、祭器（彝）、酒器（鬲・鐘・卣）、食器（簋・鼎・鬲・甗）などの青銅器に鑄込まれた文字、青銅器銘文（金文）が姿を見せ始めている。

西周時代の社会（前11世紀～前8世紀）

考察には、西周時代に出土した青銅器銘文「金文」を一次資料に用いる（出所は次節の「西周時代の記録」に掲載）。研究文献以外のおもな二次資料には、『竹書紀年』・『繫年』・『詩経』・『書経』（『尚書』）等を用いる。

『竹書紀年』（戦国時代の魏王墓出土）は、夏・殷・周の簡単な竹簡の年代記である。竹簡『繫年』は、西周～戦国前期の編年形式による史書（戦国期楚墓出土と推定。1章～4章が西周に該当する）。『詩経』は前9世紀～8世紀を中心とする古代歌謡の集成である。「風」（諸国の民謡）、「雅」（西周貴族社会の詩）、「頌」（廟歌）に区別されている（後代の『左伝』には『詩経』から約129の引用があるという）。『書経』（『尚書』）は虞・夏・商・周の記録で、「擬古文尚書」と「真古文尚書」がある。後者の「周書」（春秋末期から戦国後期の成立と推定）は、おもに周王による封建諸侯への政治や刑罰に関する訓戒である（以上の訳その他は注45に記した⁴⁵⁾）。

44) 以上の参考文献；落合淳思『甲骨文に歴史をよむ』（筑摩書房 2008年）。白川静『甲骨文の世界』（平凡社 1972年）。『甲骨文と殷史』（白川静著作集、2005年）。西嶋定生『中国古代の社会と経済』（東京大学出版会 1981年）。林巳奈夫『中国古代の生活史』（吉川弘文館 2009年）。竹内康浩『中国王朝の起源を探る』（山川出版 2010年）。佐藤信也『中国古代史研究の最前線』（講談社 2018年）。劉焯編尹盛平著、萩野友範・崎川隆訳『中国文明史図説 2 殷周』（創元社 2007年）。近藤喬一「商大寶貝の研究」（山口大学アジア歴史文化研究会『アジアの歴史と文化』巻2、1955）。山田勝芳『貨幣の中国古代史』（朝日新聞社 2000年）。岸本文男「“春秋”以前の中国の金属鉱業」（産業技術総合研究所地質調査総合センター編『地質ニュース』333号 1982年）その他。

45) 白川静『金文通釈』（平凡社『白川静著作集』別巻2～4）。同『金文の世界』（平凡社）。二松学舎大学学術叢書 高澤浩一編『近出殷周金文考釋』第2集（研文出版）。中国社会科学院考古研究所編『殷周金文集成』（中華書局）。史料に利用されるのは佚文をまとめた古本『竹書紀年』である。原文は『中国哲学電子化計画』。『繫年』は小寺敦「清華簡『繫年』譯注・解題」、東京大学『東洋文化研究所紀要』2016年 第170冊。

なお、『詩経』の譯注は白川静『詩経』（平凡社）と明治書院『新釈漢文大系』（以下『漢大系』と略）上中下に、『書経』譯注は加藤常賢訳『漢大系25・26』（解説宇野精一）によった。

周人は、殷に圧迫されて関中平原西部の周原に都市を建設し、殷との戦い（前1050ころ）に勝って豊・鎬京（宗周）に王都を移していく。東方に建設した成周（新邑・洛陽）はのちに東周の都になった（図2参照）。周の社会は、同一祖先の祭祀と父系を重視する宗族制を基調としている。王室の社会支配は、宗主権（祭儀権）と優勢な軍事力の掌握をテコにしていたようである。各地の重大な反乱や夷狄の侵攻には、王自身が「南征」「東伐」等をおこなっている。

王は親族や同族家臣らに支配地や植民地を分封・「封建」して諸侯国を設立させ、貢納・軍隊・労役を要請している⁴⁶⁾。多数の侯国のうちでは齊・魯・燕・晋・衛・呉等が知られている。分封地以外の有力氏族（領主）たちにも、王は貢納や軍事協力を要請する一方、会同祭儀で貝や青銅器等の贈与品を与えている。王権の強化につれ、この「会同」型儀礼制は、「冊命」型儀礼制に変化している。諸侯は有力臣下らに領地の諸邑を分与しており、臣下らはその各邑から租役を得ていたとみられる。邑内における土地所有の実態はよくわからない。「我公の田に雨降り、遂に我私に及ぶ」という『詩経』（小雅）の記述では、「我私（田）」が「我が公」からの借入地（占有地）だという可能性もあるだろう。

王朝の全盛期の勢力範囲は、西の陝西省、東の山東省・江蘇省沿岸部まで、北は河北省南半、南は長江沿岸にまでおよんでいる。ただし金文の諸記録等から推察すると、王の支配力は専制的ではなく、諸侯国の君主や有力氏族の領主らが該当地域における事実上の支配者だったようである。

社会階層は、王・侯・大夫・士（国人）・庶民（農民・手工業者、工夫・輸送人、商人その他）、奴隷などに区分されていた。王から士までが支配者層、庶民と奴隷が被支配者層であろう。

行商人と市については、『詩経』で「氓（よそ者の男）の蚩蚩たる（笑いつつ）、布を抱きて絲を貿む」（衛風）、「子仲之子……其の麻を績かず、市也婆娑す（舞う）」（陳風）と語られている。また、「兮甲盤」（西周末期宣王時代）には、「市の交易を妨げぬように」と記されている⁴⁷⁾。

産業は農業と牧畜が基本で、農器具には石・木・銅・骨・貝等が使われている⁴⁸⁾。期間が限られる播種や灌漑工事には大規模な共同作業がおこなわれていたと見られ、そこには氏族共同体的農耕の特徴が反映していたようである⁴⁹⁾。大規模な貯水池と水路の跡が見つまっている。農民家は竪穴式住居が多かった。

46) 「分封」や賜与では土地と隷農民が一緒に与えられている。たとえば、金文「大盂鼎」には「人鬲^{じんれき}、^{ぎよ}鬲より庶人」659夫の賜与が記録されている（前掲白川『金文の世界』p. 186 187）。

47) 前掲白川訳 p. 169, 『漢体系111』 p. 163 7, 白川静『金文の世界』 p. 243

48) 小澤正人「中国における鉄器普及以前の農耕具」（『社会イノベーション研究』1 1, 2005年）前掲白川静『詩経』（雅頌1）。「新大系111」（P. 424 426）

49) 『詩経』周頌・噫嘻「駿發爾私 終三十里 亦服爾耕 十千維耦」。“王、汝の農夫をしたがへて百穀を播け。はや汝の私（民）を動員し（發し）三十里の耕を終えよ。また汝の耕に服し多人数（十千）でこれを耦耕（二人並び耕）せよ”（『新大系112』 p. 331 332。前掲白川静『詩経雅頌2』 p. 239 240）。ただし、こうした「籍田の礼」は民間の農耕形態ではない。

西周王朝は西方異種族（犬戎・西夷）の侵入・各地の反乱・政府内の内紛で前770年ころに幽王が殺害されて一旦崩壊する。王一族は洛陽に都を移して再興され、東周と呼ばれた⁵⁰⁾。

春秋時代の社会（前770年～前403年）

この時代の社会状況を寸描するさいに依拠するのは、『論語』・『春秋』・『春秋左氏伝』・『国語』、『繁年』等の基礎史料と研究文献である⁵¹⁾。

基礎史料の『論語』は、孔子の弟子たちが師のことばを春秋末期から戦国初期にかけてまとめたものである。『春秋』（戦国前半の成立と推定）は、魯国の短い断片的年代史。『春秋左氏伝』（『左伝』と略す）は、説話伝説をふくむ『春秋』の膨大な注釈文である（戦国期成立、『春秋』を併載する）。なお、『左伝』に先行する「伝」に『春秋公羊伝』と『春秋穀梁伝』がある⁵²⁾。『国語』は、周・魯・斉などの王侯・貴族の記録である（推定戦国期の成立）。『史記』（司馬遷撰・前91年完）は上記の基礎史料を取り込んでいるので直接の対象からは除くことにする。

春秋時代は多数の都市国家が抗争や同盟をくり返し、有力国家が覇権を争った時代だ。東の斉（桓公）・中原の晋（文公）・西の秦（穆公）・長江流域の楚（荘公）・呉（夫差）・越（勾践）が覇者として勢力をふるい、ほかにも鄭・衛・陳・魯・曾など多くの中小国が存在していた。ちなみに、晋は西周時代には周王の侯国だったが、春秋時代になって領土の拡張や改革で国力を強めて対楚戦に勝利し（前632年）、のち百余年間も中原の覇者として楚と対立し続けている。王都は山西省の曲沃（曲沃県）から絳（翼城県）、のちに新田（侯馬市）に移っている（図2）。

身分秩序は、「天子・侯（卿）・太夫・士・庶人・工商・阜隸」といわれている。晋では、「庶人は農耕に励み工商阜隸は代々その仕事を継いでいる」（襄公9年、阜隸には「賤官」と奴隸の両義がある）。天子から士までを支配層、それ以下を被支配層とみていい。国家の城壁が二重のケースでは、内側に宮殿・宗廟・倉庫等の施設があり、王とその親族・家臣・諸施設の従事者・召使い・奴隸等が住み、外側の城壁内に耕地を分与された軍役者（「国人」）・手工業者・商人その他が住んでいた。王の直轄地（王畿）には諸邑や森林・河川があり、より遠方には侯国と豪族支配の諸都市があった。

50) この時代に関する参照文献；佐藤信也『周』（2016年 中央公論社、p. 114-117）。林巳奈夫『中国古代の生活史』（吉川弘文館 2009年）。伊藤道治『中国古代国家の支配構造 西周封建制と金文』（『中央公論社』1987年）。侯外廬『中国古代社会史論』（太田幸男ほか訳 『名著刊行会』1997年）。劉焯編、劉焯・何洪著 萩野友範訳『中国文明史図説3 春秋戦国』（2007年 創元社）。松井嘉徳『周代国制の研究』（2002年 汲古書院）。注2）の前掲西嶋定生、竹内康浩、佐藤信也の文献、その他

51) 史料の解説と真偽の考証は佐藤信弥『古代中国史研究の最前線』（2018年 星海社）、落合淳思『古代中国の虚像と実像』（講談社 2009年）、各該当書の解説、その他を参照。『春秋左氏伝』の訳には鎌田正訳（『漢大系』）と小倉芳彦訳（岩波書店）を適当に利用した。なお、『春秋』以外の「伝」文には『公羊伝』と『穀梁伝』がある。『周礼』・『礼記』・『儀礼』は戦国以降の著で後世との混同があるため除外した。『史記』（前91年）も『左伝』（原本）以後のものであり、当面の課題からみて参考にとどめた。

52) 『春秋』については、野間文史『春秋学』（2001年 研文出版）を参照。

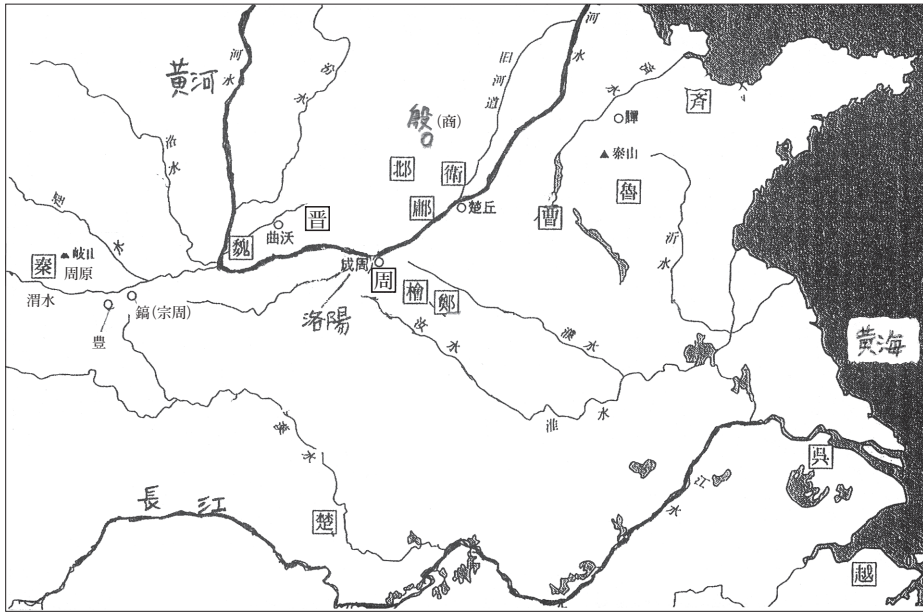


図2 殷・周・春秋時代の中国図

表3 殷・周・春秋の時代略表

	前世紀	重要項目 (数字は前20～前3世紀・夏殷の年代は推定)
「夏」	20 17	二里頭遺跡 「夏」邑制都市国家 青銅器時代 初期寒冷乾燥
殷(商)	16 12	政祭一致の神権氏族制国家 都大邑商(安陽付近) 甲骨文字と金文の使用
西周前	11 9	対殷戦勝利 周原・豊・鎬京の都 外征・「分封」・礼制 金文の隆盛期
西周後	9 8	「冊命」儀礼 共和の大臣政治 西方異族侵入と各地の反乱 西周王朝滅
春秋前	770 650	東周(洛陽) 諸侯国の自立と抗争 漢字使用の拡散 『春秋』記録開始
春秋後	650 450	覇者北の齊・晋・宋と南の呉・越・楚 身分秩序の破綻 孔子没 晋三分裂
戦国	450 221	実力時代 商工業の発達と青銅銭 秦の隆盛(牛耕と鉄製農具)

春秋時代を前半と後半に分けると、前半までは前時代を受け継いで、氏族制的身分秩序の礼制と「分封」制がおもな統治形態だった。ところが後半になると、各国が富国強兵にはげむなかで、実力による下克上の体制に移っている。晋国に例をとると、実際の権力を握っていたのは公室と血縁の無い六卿(大夫)たちであった。彼らは国人(士)に領地を分与して農民兼軍人にし、農業生産力を高める一方、軍制の改革で軍事力を伸ばしている。「爰田の制」と「州兵の制」がそうである(『左伝』僖公15年・前645年)。また、彼らは勢力と領地をめぐる抗争しあっていた。そのことは、侯馬盟書(山西省侯馬市出土)にしめされている⁵³⁾。

農業の基本様式と主農具は前時代とほぼ同じだが、後半には牛耕の成長や分田への徴税が始

53) 侯馬盟書(山西省侯馬市出土)は春秋末期に、晋の卿で將軍の趙鞅と宗族参盟者たちが結束を固めるために結んだ誓約である。

まっている。「初めて敵に税す」(『左伝』宣公15年・前594年)。工業では、青銅器の製造技術や様式、銘文に変化が起きている。江村治樹氏の研究によると、最初の変化は中原の南北や東部地方に生じている⁵⁴⁾。

後半期には市での取引や行商人の活動が目立っている。「吾が力、猶能諸を市・朝に肆しめん」(『論語』憲問)。「衆車(多くの[兵]車)純門(鄭の外城門)より入り達市(大通りの市)に及ぶ」(『左伝』莊公28年・前666年)。曾阜曰、「賈(商売)して贏(利)を欲して囂([市場の]喧噪)を惡まんや」(昭公元年・前541年)。鄭では、「君公は商人が背かなければ強買や強奪をせず、商人が儲けても干渉しない」という「盟約を代々交わし相互に信頼しあっている」(「世有盟誓以相信也」、『左伝』昭公16年・前526年)。「百工」たちの反乱や彼らとの盟約も記述されている(『左伝』昭公22年・前520年、定公8年・前502年)。

空首布幣・刀錢(「貨幣」)の使用も始まっている⁵⁵⁾。商業活動は分業や増産や交流を刺激し、社会変化の重要要因になったと考えられる。春秋時代は晋の三大夫が分裂したこと契機に戦国時代になった。

(2) 貸借の初期記録について

一般に、文字や語義は時代によってその概念または含意が異なりうる。したがって、旧時代の貸借関係の文字を新時代の概念で安易に解釈すると、誤った理解をしかねない。この点に留意しながら考察を進めよう。

殷代の記録

管見の限り、甲骨文字辞典や甲骨文字資料に、貸や借や賃の甲骨文字は見られない。貸借に係わる藉(籍)・雇・用・買・商などの文字は見つけられるものの、貸借関係の表現としては使われていない(たとえば、藉は耕作・職名・祭祀名、雇は地名・鳥の名、用は使う、買は祭祀名、商は殷の主都名・下賜・祭祀名・人名など)⁵⁶⁾。

西周時代の貸借の記録

貸・借・假・籍・傭・雇など、のちに貸借を表現する文字と文章について、各種青銅器銘文(金文)・『詩経』・『書経』・『国語』その他の記録を調べてみる(以下、引用文でのルビ・訳・語釈は、前掲白川静著と『漢体系』各巻にもとづいて私がおこなったもの)。

54) 江村治樹『春秋戦国秦漢出土文字資料の研究』(2000年 汲古書院)。氏は変化の背景として、この地方における商人や手工業者の成長に注目している。

55) 空首布幣は鋌型の古代初期の貨幣で、約5百枚が河南省三門峡市で発見され(2018年7月25日新華社発表)、635枚が山西省稷山県楊村(晋の領地)で見つかっている(2015年山西省稷山県文物局発表)。

56) 落合淳思『甲骨文字辞典』をおもに利用した。これは拓本集成15種の甲骨文字種のほとんどを収録している(2018年 朋友書店)。水上静夫『甲骨金文辞典』(雄山閣)。松丸道雄・高嶋謙一編『甲骨文字字釈綜覧』(東大出版)。白川静『甲骨文の世界』(平凡社)。中国社会科学院考古研究所編『殷周金文集成釋文』全6巻(2001年、同研究所出版)。高明・白奎『古文字類編』2008年増訂版

各種青銅器銘文

金文はこの時代が最盛期で、その技術は王室が独占していた。探索で依拠したおもな文献資料は、『殷周金文集成釋文』（収録12113器）、『近出殷周金文考釋』、『古文字類編』、『金文常用字典』、白川静『金文通釈』である⁵⁷⁾。以下でいう金文とはこれらに収録されたものを指す。

上記の金文の文献資料には、貸と借の文字は見あたらない。籍（耜）は、耕すという意味で出ている。令鼎（周の昭王期）「王、大いに田に籍農し、湯（供食）す」。假は、福・大・聞・疵・事名等の意として使われているが、貸借の表現には使われていない。この字は、神事用の仮面を表す字で仮面をつけて本物に替わることから、後に一時的利用の意味、ひいては借りの意味にも使われるようになったという（白川『字統』）。『日本書紀』や日本最古の辞書『新撰字鏡』では、假が借の意とされている（拙論「物品賃貸（貨物）業の創成に関する研究」本紀要62 4）。

用と庸は、人や物を使う意味で記されている。「五田を用い、衆一夫を用い」（罍鼎）。「人を用（庸）い」は、のちの傭うに通じるだろう。雇用としての使用は後漢以後だという（白川静『字統』）。五年（周）生尊（西周晩期）「我が僕庸、土田多し」（「我僕庸土田多刺」、前掲高澤浩一『近出殷周金文考釋』の通読では、僕庸を隸農とし、刺という否定的な語を肯定的に解している）。

『詩経』

『詩経』を調べてみると、貸・借・假・傭・庸・籍（耜）の文字が見られるものの、貸借の意味での使用は見られない。

貸は貸すという意味ではなく、緩む・与えるなどの意味で使われている。「貸くる蔑」（「蔑貸」大雅・蕩之什・桑柔）。「喪亂、貸むこと蔑し」（大雅・生民の什・板「喪亂蔑貸」）。

〔『周礼』（戦国から漢代に成書）の「地官司徒」に、「凡民之貸者、與其有司辨而授之、以國服為之息」として民間の金融（利付き消費貸借）が記されている。しかし、この利子規定は漢代に対応するものである（前掲拙論紀要66 2）〕。

借は、「借にいまだ知らぬといつても」（「借曰未知」大雅・蕩之什・抑）と、「仮」の仮借字して仮定的な意味で出ている。

假は、「仮に」・「来る」・「よし」・「すでに」・「大きい」・「あい間」等の仮借字として多用されているが、貸借の意味では見あたらない（以下は白川訳を基本とし『漢体系』訳を参照した）。

「假寐して永嘆す」（小雅・節南山の什・小弁）。「成王、爾既に昭假（降臨）す」（周頌・噫嘻・臣工の什）。「假樂（喜び楽しむ）君子」（大雅・生民の什）。「假く以て我を溢」（周頌・維天之命）。「四海來り假る」（商頌・幻鳥）。「以假り以享す」（商頌・烈祖）。「假假（祈祭する）言無し」（商頌・烈祖『漢体系』：數敏祐訳）。

57) 『殷周金文集成釋文』（2001年 中国社会科学院考古研究所編、中華書局出版）、二松学舎大学学術叢書 高澤浩一編『近出殷周金文考釋』第2集（研文出版）。高明・徐白奎編著『古文字類編』（2008年 上海戸籍出版）、陳初生『金文常用字典』（陝西人民出版社 2004年）、白川静『金文通釈』（平凡社『白川静著作集』別巻2～4）。

傭・庸は、「用いる」・「均しい」・「(庸)城垣」・「従臣，隸農」の意味で使われている。「我生之初，尚庸無，我生之後」(○風・王風)。「昊天傭しからず」(小雅・節南山「昊天不傭」)。「以爾庸を作らしむ」(大雅・蕩之什・崧高「因是謝人，以作爾庸」)。「踊躍して兵を用ふ」(○風・擊鼓)。

籍(藉)は、「耒で耕す」の意味で出ているが、貸借の意の使用は見あたらないようである。

『国語・周語』に「宣王即位，千畝を籍せず不籍千畝」。『繫年』第1章冒頭に、同意味での籍の異文字がある⁵⁸⁾。

なお、『説文解字』(許慎・西暦100年完)には、「帝藉千畝なり，古るくは民を使ふこと借るが如し。故にこれを籍といふ」とある。しかし、隸属的農民の徴用を「民を借るが如し」と説くのは実状に合わないと思われる。ことによると、假や藉の便宜的な合成造出文字が借かも知れない。

以上で見てきた限りでは、西周時代の文献資料に貸借を意味する記録はないようである。

春秋時代の記録

春秋時代には、不動産・物品・家畜・人身などの貸借がさまざまな文字で——假・貸・借・籍・傭・庸等で——表現されるようになる。『春秋』・『左伝』・『論語』その他にもとづいて、その事例を見ていく。なお、他人の援助・名前・靈力等の貸し借りという比喩的表現も度々見うけられるが、これらは取り上げないことにする。

[不動産の貸借]

『春秋』「公，鄭伯に垂に會す。鄭伯璧を以て許の田を假る」(「鄭伯以璧假許田」。桓公元年・前711年，璧は宝玉)。『春秋公羊伝』にも同文があり，“形式上で全土が天子のものだから，^{ほう}勅的土地と許の土地との交換を「假る」と謙讓して表現したのだ”と説かれている(「言以璧假之何？易之也。易之則其言假之何？為恭也。曷為為恭？有天子存，則諸侯不得專地也」。原文は中国哲学電子化計画による)。

他国の道路の貸借 『左伝』「晉侯將に曹を伐たんとし，衛に道を假る」(僖公28年・前632年)。楚子曰「道を宋に假ること無かれ」(宣公14年・前595)。『国語』周語(定王前606年 586)や『韓非子』(十過)その他にも同様の表現がある。これらの事例は本来の不動産貸借というよりも、ある国の軍隊が他国領を通過するさい、その許諾を得ることの通例的表現であろう。

[物品と家畜の貸借]

礼器・旗の羽根飾り・穀物・車・等の貸借が「假」や「貸」や「借」で表現される。

『左伝』仲尼(孔子)曰、「唯器と名は以て人に假す可からず」。晉侯曰、「鍾磬を假るは禮なり」(襄公9年・前564)。楚の伯州犁曰、「此の行や(服装や護衛)，辭して之を寡君に假る」(昭公元年・前541年。「此行」は前文をうけての意)。「挈餅の知有り^{いへど}と雖も守りて器を假さず」(昭公7年・前535年、「挈餅」は小・少のもの)。「晉人，羽旄を鄭に假る」(定公4年・前506年，羽旄は

58) 前掲小寺敦「清華簡『繫年』譯注・解題」(p. 52-56)

旗の羽根飾り)。

陳氏「家量で(多く)貸し、公量で(少なく)返済させる」(昭公3年・前531)。この例は、後代の『漢書』や「鄭里稟簿」(漢墓出土)記載の事実上での「出挙」の萌芽とみていいだろう(前掲拙論66 2)。

「齊公子商人驟驪国に施して多く土を聚む。其の家貨[家財]を盡くせば、公有司[公室の財物役人]に貸りて以て之を継ぐ」(文公14年・前613)。家臣を集めるための、齊の王子による国庫からの借入である。陽虎「乃ち諸を西鄙に囚ふ。盡く邑人の車を借り、軸の軸を鋸ち、麻にて約して之を歸し、^{そうれい}魂靈に載せ、其の中に寝て逃る」(定公9年・前501)。

『論語』 子曰「馬有る者は人に借(貸)して之に乗らしむ。今は亡し」(衛靈公26「吾猶及史之闕文也、有馬者借人乘之。今亡矣夫!」)⁵⁹⁾

飢饉時などにおこなわれる貸し出しについて。「其粟を竭くして之を貸す」(文公16年・前611)。「公より以下、苟も積有る者は盡く之れを出だす」(襄公9年・前564)。宋の司城子罕、「宋亦飢う。平公に請ひ、公粟を出だして貸し、大夫をして皆貸さむ」(襄公29年・前544)。

こうしたケースは、のちの返済を予定した一時的な貸与もありうるだろうが、その大半は、支配者による窮民の救済(施し)を「貸す」と表現したものであろう。岡田功氏は論文「春秋戦国秦漢時代の貸借関係をめぐる一考察」⁶⁰⁾で、春秋時代の主要な貸しを「歴史的にはあくまで『施す』『予える』の意味での『貸』と解されているようである。しかし、それは前掲例の性格にかぎってのことであろう。この時代の貸借の歴史的意義は、ほかの貸借例をふくめて全体的にとらえる方がよいと考えられる。

[人身の貸借(雇用)]

『左伝』「孟氏將に辟せんとし、除を臧氏に藉る。臧孫、正夫をして之を助けむ」(「孟氏將辟、藉除於臧氏、臧孫使正夫助之」。襄公23年・前550年、辟は墓道工事、除は人夫。正夫は人夫頭・正卒)。「崔氏の亂に、申鮮虞、來奔し、野に僕賃(日雇稼ぎ)して、以て莊公に喪す」(襄公27・前546年)。意符の貝は錢・代価の意、音符の任は担う・負担の意で、のちに賃払いの雇用を意味するようになったという(白川『字統』)。「計徒庸」(昭公32年・前510)は雇った工事人夫を意味するようである。

[『荀子』(推定戦国末期成立); 本人と弟子の記録が混合し、内容的にも種々雑多の文が編集されているという(『漢体系5 上解説』)。「個人本位の戦闘の軍隊は弱い[それでは市中の市傭[日雇人]に賃をあたえて戦わせるのと同じ」「是其去賃市傭而戰之幾矣」(議兵)]。『韓非子』「澤に居て水に苦しむ者は、

59) 加地伸行訳注『論語』講談社 p. 366)。この文は古来解釈がさだまらない。焦循は「借は猶借のごとし」と言い、左伝の僖公208年と宣公12年の条に依拠して藉は『借』の仮借(借り字)」と注釈している。『新大系』吉田賢抗訳もこれに依り、「力を借りて」と語釈する(p. 353)。だが宣公12年条の「藉」は依拠の意であるから、「借」を「貸」の意とする加地と貝塚訳にしたがう。

60) 岡田功「春秋戦国秦漢時代の貸借関係をめぐる一考察」(明治大学、駿台史学会 78号 1990年)

庸を買ひて竇（水路）を決す」（五蠹）。「夫の賣庸して播耕する者、主人庸客を愛するに非ざるなり」（外儲説）]。

（3）まとめ 各種貸借の特徴

・ 殷・西周時代の甲骨文字や記録には、貸借を意味する文字は見あたらない。それはこの時代に貸借関係がなかったことを意味している。

殷・西周の社会では、氏族的身分制と「封建」制、集団的ないし共同体的な祭儀と農業・畜産業が社会体制の基本になっていた。人口のほとんどを占める下層身分の農工漁民その他は、つねに賦役や兵役義務に緊縛されており、土地と奴隷とともに分封・贈与の対象であった。彼らは自由な私人として貸借契約をしうる立場にはなかった。一般的にいえば、このような社会では、貸借が生じうる基礎的条件がなかったのである。

ただし、支配者間の贈与関係には、返礼義務が意識されるケースがありえたと思われる。また、親族・近辺者・諸邑らのあいだでも、日用品や労力を融通しあう相互扶助もあったにちがいない。古代社会では洋の東西を問わず、そうした融通や贈与の習慣が確認されている⁶¹⁾。そこには、一種の貸借関係に通ずる性質があったと考える。

・ 貸借関係の記録は、春秋時代始めの前8世紀ころから見られるようになり、戦国時代に近づくにつれて増加している。この時代には身分秩序の弛緩（下克上）が進む一方、生産・交易・輸送網の増加と拡大、地域農耕における個別細分化、分田農耕が始まっている。このもとの官吏・国人（士）・邑上層者たちには、身分的制約があったものの、多少とも自由な私的個人として対応しうる状況があったと考えられる。

・ 春秋時代における貸借は、(a) 王・侯・士の支配者間での貸借、(b) 支配者と庶民間の貸借、(c) 民間での庶民間の貸借に区別できる。

三者のなかでは (a) の記録が一番多い。地位の異なる支配者層における貸借には、いくつかの組み合わせがありうるけれども、記録で多いのは、王・侯間での貸借である。貸借の対象は、道路・鐘・羽根飾り・車・舟・食糧・武器・軍隊等であった。この貸借の性質は賃貸借ではなく、基本的には使用貸借である。

斉の公子が“財物を施して多く士を集め、家財が無くなると公室の財物役人から貸りてそれを続けた”（文公14年）というケースは、侯が勢力を増強する目的の、いわば国家と侯個人との貸借と見ていい。「孟氏が道路工事に人夫を臧氏から借りた」（襄公23年）ばあいは、大夫・国人たちの人身貸借であり、“莊公の家臣申鮮虞が野に「僕賃」（日雇稼ぎ）した” ケース（襄公

61) B・マリノフスキーやM・モースらの未開民族の調査と研究は、こうした関係が世界各国の共通事象であることをしめしている。B・Malinowski, *Argonauts of the western Pacific 1922* (Sex and repression of savage society 1926)。M・Mauss, *Fssai sur le don 1923 1924* (有地亨訳『贈与論』頸草書房)

27年)は、雇い主が庶民でない限り、これも支配者層間での人身貸借である。

支配者と庶民間の貸借 (b) は、おもに王・侯・大夫らが庶民 (農民や窮民) に穀物・農具・牛馬等を貸与するケースである。陳氏が“家の秤で多めに貸し、公量で少なめに返済させた (昭公3年・前531)” ケースは、後代の「出挙」の萌芽といいいい。

庶民間の貸借 (c) の記録はほぼ皆無である。『春秋』・『左伝』・『国語』等は、史官の手による皇帝やその周辺者を中心にした各国の年代記であり、他の「経典」も支配階級に関する記事であって、文盲の庶民には無縁だったのである。ただ、春秋時代半ばころから、商業の成長と農業生産の分化、個別農家ごとの経営、民間での雇用等を鑑みると、官吏・士と農民とのあいだで土地賃貸が始まっていたと考える。

むすび

前世紀の各国における初期貸借 (記録) を列挙することでむすびにしたい。各貸借の特徴については残念ながら紙数の都合で省略する。

メソポタミアでは、前2400年前後に土地貸借の記録がラガシュの「エ・ミ」文書に、大麦賃貸の記録がラガシュ王朝のエンメテナ王碑文に認められた。**エジプト**では、中王国時代の前1900年代初期ころ、テーベの神官ヘカナクトの手紙に土地貸借と農夫の雇用記述がある (前掲拙論70 4)。**インド**では、前1500年前後の最古の聖典『リグ・ヴェーダ』に、借財・負債免除の規定がある⁶²⁾。**イスラエル**『旧約』の「出エジプト記」(推定前4世紀ころ)には、家畜の賃貸と雇用の規定があり、「申明記」には雇用・賃金・利子などの規定がある (前掲拙論70 4)。既述のように、**中国**では、春秋時代初め (前770年) ころから支配者層における種々の貸借記述がある。**ギリシア**では、前7 前5世紀にかけてドラコン法、ソロンの改革、その他に貸借・雇用に関する諸記述が見られる⁶³⁾。**ローマ**では、前5世紀編纂の「12表法」に物品貨幣による貸借・債権債務の規定がある⁶⁴⁾。そして周知のように、**日本**での記録は、7 8世紀になって現れる (養老律令757年施行, 前掲拙論62 4)。

62) 『リグ・ヴェーダ賛歌』(辻直四郎訳, 1970年 岩波書店)

63) Millett, P., Lending and Borrowing in Ancient Athens (1991, Cambridge). 伊藤貞夫, 本村凌二『西洋古代史研究入門』(1997年 東大出版)。村川堅太郎『古代史論集』(岩波書店)。アリステレス『アテナイ人の国制』(1980年 岩波書店)

64) 『佐藤篤志 LEX XII ABULARUM 原文・邦訳・解説』(1993年, 早稲田大学比較法学研究所)。前掲『西洋古代史研究入門』